



日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想（8）：
1882年朝鮮壬午京城事件に対する日本陸軍の対応と動員

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-04-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 遠藤, 芳信 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00005717

日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想（8）

— 1882年朝鮮壬午京城事件に対する日本陸軍の対応と動員 —

遠 藤 芳 信

北海道教育大学函館校社会科教育研究室

Wartime Organization and Thought of the Mobilization Plan before the Russo-Japanese War (8)

ENDO Yoshinobu

Department of Social Education, Hakodate Campus, Hokkaido University of Education

概 要

本研究の課題は日露戦争（1904～1905）までの日本陸軍の戦時編制の歴史的変遷と成立過程を明らかにしつつ、そこにおける動員計画思想を考察することにある。本稿は特に1882年7月の朝鮮国の壬午京城事件に対する日本陸軍の対応と動員計画について、①陸軍の基本的対応（陸軍省と参謀本部との一体化的対応、主管軍管・主管監軍部の指定、熊本鎮台管轄兵による公使護衛兵の編成・派遣及び旅団編成）、②戦時諸概則配付と経費的対応、③後に「動員」と称された第六軍管予備軍召集等による旅団編成と行軍演習の実際、④情報の管理統制における「軍機」概念、⑤日本人死傷者の確定手続き、の5点から考察するものである。

19 1882年朝鮮国壬午京城事件と日本陸軍の動員計画

1882年7月23日に朝鮮国の京城で、朝鮮軍兵士の俸給不満による暴動を契機にして一般民衆も加わった大規模な騒擾事件が発生し、大臣等の政府高官等が殺傷され、多数の政府関係者の邸宅家屋が破壊・放火された（壬午京城事件）。同時に日本公使館（弁理公使は花房義質）が暴徒数百人によって襲撃され、朝鮮国招聘日本陸軍教師堀本礼造工兵中尉他公使館職員等計14名が死亡した。本事件の概況は、京城から避難し、仁川港沖でイギリス測量軍艦に救助されて29日夜に長崎に到着した花房公使によって直ちに外務省に報告され、翌30日未明には井上馨外務卿にも伝えられた⁽¹⁾。本事件は、日本では外務省主管のもとに、朝鮮国側の責任・謝罪の明確化の趣旨を基調にした日朝両国の8月30日の済物浦における協議と約定書締結（済物浦条約）によって決着を見た。しかし、周知のように本事件は、その発生から約定書締結までの全体過程において朝鮮国の「宗主国」を自認する清国の存在関係も伏流し、その後の日本が陸海軍の軍備拡張を推進するための重要な根拠を与えることになった。本稿は本事件に対する日本陸軍の対応と動員計画を考察する。

壬午京城事件に対する日本陸軍の対応は、日露戦争後に山県有朋監査『陸軍省沿革史』の中で「参謀本部創設後第一回ノ動員」⁽²⁾と称された。本来、「動員」は本稿「日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想(1)」で述べたように、一国の諸兵力を平時の態勢から戦時の態勢に移すことであり、そのさらなる厳密な意味・概念等の形成は本研究において縷々解明されていくが、軍隊教育の実施体系としての平時編制から兵力行使の軍隊編成体系としての戦時編制に組み立てることである⁽³⁾。ただし、上記の「参謀本部創設後第一回ノ動員」の記述は、「動員」の用語とその方法・手続き・職務権限関係・権力行使等の枠組みがほぼ確立した日露戦争直後であり、1882年当時の陸軍においては「動員」の用語自体も公式採用されていない。当時は、1881年5月陸軍省達乙第30号によって令達された戦時編制概則がある。1881年戦時編制概則は戦時編制をになう軍団司令部等の諸官・機関の職務・業務等の概要を軍制技術的に規定したのみで、兵員・定員を基本にした兵力行使の軍隊編成体系としての戦時編制自体を規定していない。したがって、『陸軍省沿革史』で戦時編制自体が未策定の時期における「動員」の記述には、建軍期から陸軍のトップを占めてきた山県有朋が、日露戦争の興奮の余韻の中で、本事件に非常の臨戦的興奮と意気込みをもって対応した構えが見られる。

(1) 壬午京城事件に対する陸軍（陸軍省、参謀本部、監軍本部、鎮台）の基本的対応

壬午京城事件に対する陸軍の基本的対応で注目すべきものとして下記の三点がある。

第一に、参謀本部と陸軍省の一体化的な、いわば準「戦時大本営」的体制の立ち上げがある。当時の新聞報道は、7月31日に在京の将官が陸軍省・参謀本部にことごとく参集して種々計画を討議し、小沢武雄陸軍省総務局長はその結果を内閣に上申し、あるいは「大臣参議及び陸海軍の将校方十数名が内閣へ参集せられ、種々御評議の席へ聖上にも出御あらせられ、処分の方法を聴しめされし」⁽⁴⁾と報じている。当時、7月26日から大山巖陸軍卿・陸軍中將は北海道に巡回出張し、その代理を山県有朋参事院議長・陸軍中將が勤めていた。そのため、7月30日に三条実美太政大臣は函館出張中の大山陸軍卿に急遽帰京命令の電報を發し、大山は8月1日午後に函館出帆の船に乗り、同5日に帰京した。その後、8月7日に山県は参謀本部長御用取扱になり、大山は参謀本部御用掛になった⁽⁵⁾。つまり、内閣と連携しつつ（当時、渡欧した伊藤博文に代わって、山県は参事院議長の職にあったので、陸軍は太政官と一体化したとみてよい）、人事配置的にも陸軍省と参謀本部の一体化的体制を組み立てつつ、事件・事態に対応した雰囲気がある。また、こうした陸軍の体制を含めた政府の体制と構えが、後に大山陸軍卿が述べた「廟議」（閣議）・「廟算」（後述）の体制になる。

第二に、本事件に対する陸軍内の主管軍管及び主管監軍部を直ちに定めたことである。すなわち、山県陸軍卿代理は7月30日に、①群馬県伊香保滞在の西部監軍部長心得陸軍少将高島鞆之助に電報を發し、至急帰京させ、②熊本鎮台司令官国司順正少将に電報を發し、歩兵第14連隊（小倉營所）の兵卒240名によって1個中隊を編成し（将校下士の定員を附ける）、彈藥糧食を備え置き、いつでも出張できる用意をもって命令を待つように指令した。さらに陸軍卿代理・参事院議長山県有朋は翌31日に太政大臣に陸軍少将高島鞆之助を「御用有之朝鮮国へ被差遣度」⁽⁶⁾と上申し、同日に太政大臣と参議の連署による上奏を経て、高島派遣が裁可された。また、同日に弁理公使花房義質の朝鮮国派遣用の護衛兵として熊本鎮台歩兵第14連隊第2大隊の編成・派遣が裁可され、翌8月1日に高島少将は同護衛兵の指揮をとることになり、8月2日に東京を出発し、8月10日に下関から仁川を経て京城に入った（9月28日帰国）。ただし、高島少将の護衛兵指揮の職務は8月1日の「公使一行京城へ進入難相成自然彼ヨリ戦端ヲ開キ候場合ニ至候節ハ兼テ公使へ被付候護衛兵ヲ指揮シ」⁽⁷⁾云々の「御沙汰」書に記述されているように、護衛兵指揮は兼務とされた。つまり、高島派遣の本務は外交上の派遣にあり、陸軍指揮はその兼務であった。

第三に、公使護衛兵の編成・派遣に対応して第六軍管（熊本鎮台管轄）下の予備軍召集と旅団編成に着手したことである。まず、山県陸軍卿代理は8月1日に太政大臣に第六軍管の予備軍召集（第14師管は直ちに

召集、第13師管は状況によって召集）を伺い出た。山県伺いの予備軍召集は1879年徴兵令第5条中の「非常ノ事故アル時ニ当リテ」召集する趣旨であり、平時における非常召集の性格をもち、閣議決定と上奏を経て8月2日に裁可され、熊本鎮台に令達された。同時に山県陸軍卿代理は8月2日に第六軍管下の予備軍召集が令達されたことを同軍管下諸県に下達した。なお、山県陸軍卿代理は8月3日に太政大臣に第一軍管下の予備軍召集（今後の状況によって召集する）を伺い出、閣議決定と上奏を経て8月7日に裁可され、さらに大山巖陸軍卿は8月5日に太政大臣に第二、三、四、五軍管下の予備軍召集（今後の状況によって召集する）を伺い出、閣議決定と上奏を経て8月10日に裁可された。ただし、第一軍管から第五軍管の予備軍召集は実施されなかった⁽⁸⁾。以上の第六軍管下の予備軍召集を受けて、曾我祐準参謀本部長代理は8月8日に大山巖陸軍卿に、熊本鎮台の歩兵第13連隊第1、第2大隊、山砲兵第6大隊、工兵第3大隊第1中隊、輜重兵第6小隊並びに輜重論卒をもって「旅団を編成し之に各部を附し」⁽⁹⁾て福岡地方に向けて行軍演習すべきとする天皇裁可の「御沙汰」を通知し、その施行を要請した。大山陸軍卿はこれを受けて、同日に西部監軍部長心得黒川通軌少将に同天皇裁可の旅団編成と行軍演習及び福岡への集中を伝えた。そして、まず、熊本鎮台の兵員による旅団編成の半数を8月13日までに福岡に到着させることにした。また、憲兵と伝令騎兵を東京から派遣させるとした。なお、輜重輪卒は1879年徴兵令に新設されたものである（常備軍役6ヶ月間後に予備軍に編入、以下「輪卒」と略）。1882年の第六軍管の輪卒徴集人員は2,500人であるが、入営者はその20分の1とされた。以上の予備軍召集による旅団編成は渡韓を想定したが、その後、第六軍管下の予備軍召集は9月4日に解除され、同4日に山県の参謀本部長御用取扱と大山の参謀本部御用掛は免じられた。ただし、同4日に山県は参謀本部御用掛を、大山陸軍卿は参謀本部長兼勤を命じられた⁽¹⁰⁾。

以上の陸軍対応の中で、主に熊本鎮台管下の予備軍召集と旅団編成等が、『陸軍省沿革史』記述の参謀本部創設後の第1回の「動員」になるが、熊本鎮台及び西部監軍部長等によるその実施手続きは、参謀本部と監軍本部及び陸軍省・鎮台の司令・職務権限関係・戦時編制との関係でさらに考察されなければならない。

第一に、1878年参謀本部条例第5条は「凡ソ軍中ノ機務戦略上ノ動静進軍駐軍転軍ノ令行軍路程ノ規運輸ノ方法軍隊ノ発差等其軍令ニ関スル者ハ専ラ本部長ノ管知スル所ニシテ参画シ親裁ノ後直ニ之ヲ陸軍卿ニ下シテ施行セシム」と規定していた。上記8月8日の曾我参謀本部長代理がとった陸軍卿への旅団編成・行軍演習の天皇裁可通知と施行依頼にかかわる手続きは、以上の参謀本部条例第5条にもとづくものであり、法的には本事態を平時として認識・判断していることはいふまでもない⁽¹¹⁾。

第二に、参謀本部創設に対応して制定された1878年12月監軍本部条例（全16条）によれば、監軍本部は東京に置き、平時には日常の陸軍検閲と「軍令出納ノ事」を総轄するとされ、3名の監軍部長（東部監軍部長・中部監軍部長・西部監軍部長）は勅によって任命され、「大纛」という天皇の軍隊統帥の象徴旗に直隸し、各自に属する軍管内の検閲と軍令内容を分掌するとされた（第1～3条）。ここで、「軍令出納」を「軍令事項の執行」の意味として理解する（松下芳男）⁽¹²⁾のは適切だろう。また、3名の監軍部長が統轄する軍管は、東部監軍部長は第一第二軍管、中部監軍部長は第三第四軍管、西部監軍部長は第五第六軍管とされた（第3条）。そして、最も注目すべきことは第4条が「此三部ノ監軍部長ハ皆師団司令長官即チ中將ニシテ有事ノ日ニ在リテハ旅団司令長官即チ鎮台司令長官ノ統轄スル常備現役ノ二旅団並其管域ニ軍管内ノ第一後備軍ヲ統率シテ方面ノ敵衝ニ当ルヲ任トス但勅ニ依テ至高ノ司令長官ヲ置時ハ是ニ隸属スヘシ」と規定したことである。すなわち、監軍本部・監軍部長は平時の官衙・機関であるが、有事・戦時の軍団（師団・旅団）の立ち上げを前提にして、3名の監軍部長は師団司令長官（師団長）になり、鎮台兵力によって編成される管轄軍管内の2個の旅団（1個の鎮台によって1個の旅団が編成され、各鎮台の司令長官は旅団司令長官〈旅団長〉になる）等を統率することである。有事・戦時における監軍部長＝師団司令長官（師団長）の立場は、上記の1878年参謀本部条例が「平時戦時混然一体化の参謀本部体制」を成立させ、参謀本部が「戦時大本営」

的機関への転化を内包させたことに対応したものであり⁽¹³⁾、後の戦時編制において登場する「戦列隊」「野戦隊」統括の師団司令部の長官的性格になる。つまり、監軍本部設置下の監軍部長―鎮台体制とは、戦時には、参謀本部^{イコール}＝「戦時大本営」のもとで、軍団司令部（師団・旅団）を立ち上げることである。他方、8月8日の熊本鎮台に向けた旅団編成等の「御沙汰」は、法的には平時にあつて、熊本鎮台に軍制技術上の戦時編制をとらせることの指令が発されたことを意味し、同「御沙汰」が同陸軍卿から西部監軍部長が通知されたのである。

第三に、1879年9月に鎮台条例が改正されたが（全55条）、以上の「戦列隊」「野戦隊」と軍団司令部の立ち上げに対応して、平時の官衙としての鎮台の長官（「司令長官」を「司令官」に改称）と参謀本部・監軍本部との間の平時・戦時の指揮・司令の職務権限関係等の新設を含めて整備・強化した。すなわち、鎮台条例第6条は「凡ソ六管ノ鎮台ニハ司令官少将一員ヲ置キ以テ其軍管内ノ軍務ヲ董督セシム其軍令ニ於テハ本管属スル所ノ監軍中将ニ隷シ勅命ヲ奉シテ所管ノ軍隊ヲ指揮シ有事ノ日ニ方リテハ旅団長トシテ其監軍中将即チ師団長ニ隷シ方面ノ緩急ニ禦ルヲ任トス」と規定した。ここで、従前の鎮台条例が鎮台の長官としての司令将官が天皇の軍隊統帥のもとで陸軍卿に直隸することのみを規定したことに対して、同第6条は鎮台の司令官の職務と隷属関係の規定（官衙の長官としての管内軍務董督の職務に従事し、統轄の監軍部長に隷属）し、さらに有事・戦時に編成される旅団の旅団長に自動的に任命されることを前提にしたうえで、同じく有事・戦時に編成される師団の師団長（監軍中将が自動的に任命される）に隷属することを新たに規定したことが重要である。つまり、鎮台は平時の官衙であり、鎮台司令官は管内陸軍行政の長官として陸軍卿に直隸し、戦時には管内で1個旅団の兵力を立ち上げ、「戦列隊」「野戦隊」の旅団長として戦地・戦場での職務につくという二重性格をもった。かくして、特に戦時における軍令内容の策案（参謀本部）と裁可（天皇）及び執行（監軍中将^{イコール}＝師団長^{イコール}→鎮台司令官^{イコール}＝旅団長）のラインを確保する軍団司令部体制の端緒が生まれた。ただし上記8月8日の旅団編成等の措置は、法的には平時において軍制技術上の戦時編制をとったことになる。すなわち、8月8日の「御沙汰」の「旅団を編成し之に各部を附し」とは後述の1881年1月陸軍省達乙第2号実地演習概則や1881年戦時編制概則にもとづき、旅団編成のもとに旅団本営に参謀部・砲兵部・工兵部・輜重部等を軍制技術的に置いて演習することを意味している。ただし、歩兵の戦時人員は2大隊の編成にとどめた。

かくして、8月8日の旅団編成等にかかわる策案（参謀本部起案）は天皇裁可を経て、陸軍卿による策案執行（西部監軍部長への通知）の手続きをとったが、参謀本部と陸軍省の一体化のもとでの対応になった。

（2）壬午京城事件における戦時諸概則の配布と陸軍管轄経費

さて、8月8日の「御沙汰」における「旅団を編成し之に各部を附し」て行軍演習を実施するためには、旅団編成下の旅団本営諸部の業務細部に関する規定・基準がなければならなかった。これについては、8月11日に陸軍省から下記のような戦時諸概則が陸軍一般に配付された。ただし、これらの戦時諸概則は、本事件に直ちに対応して急遽編集されて配付されたのではなく、1881年戦時編制概則制定後から参謀本部によって調査・起草・起案・協議されていたものを草案化して配布し、試験的に仮施行するものであった。すなわち、参謀本部長御用取扱山県有朋は8月9日付で大山陸軍卿に、戦時軍用電信隊仮規則、戦時幕僚事務帳簿類別、戦時憲兵服務仮規則、戦時砲兵部服務仮規則、戦時工兵部服務仮規則、戦時会計部服務仮規則、戦時輜重輸送服務仮規則、戦時病院服務仮規則、出征軍隊報告規則草案を「当分仮定ヲ以テ施行」⁽¹⁴⁾したい、と協議した。以上の参謀本部の協議に対して陸軍省は翌10日付で不都合なしと回答した⁽¹⁵⁾。ただし、「仮規則」は陸軍省の頒布の段階で「仮概則」と修正されたようである。なお、陸軍卿官房長児島益謙歩兵大佐は8月11日付で陸軍一般に、本概則は「仮ニ編纂相成タル儀ニ付新聞紙等へ掲載不致候様」取扱うことを申し添えた⁽¹⁶⁾。以上の戦時諸概則は、仮施行とはいえ、もちろん、本事件の陸軍の予備軍召集と行軍演習に対して、

特に後方支援体制の組み立てにおける補給・補充活動の基準になったことはいうまでもない。

次に、以上の公使護衛兵派遣と予備軍召集等に対する経費的対応がある。

第一に、山県陸軍卿代理は８月４日付で太政大臣に、朝鮮事件につき「臨時費」の別途下付の申請と、目下の弁理公使護衛兵費用については大蔵省への稟議済み次第後に速やかに渡されることを上申した⁽¹⁷⁾。本上申は大蔵省了解（８月14日）と参事院第一局の審査（８月16日）及び閣議決定（８月16日）を経て了承され、太政大臣は８月21日付で陸軍卿に弁理公使護衛兵費用予算書を調査して大蔵省に提出することの指令を発した。同時に松方正義大蔵卿は同21日付で太政大臣に、陸軍省の調査・上申の「臨時費」（弁理公使護衛兵費用予算書、８月分、合計149,660円）を添付し、本年度予備金から支出する措置を上申した⁽¹⁸⁾。この「臨時費」の内訳・費用科目は、下記の９月12日付の大山陸軍卿の伺い書添付の「朝鮮事件臨時予算差引表」に組み込まれた「公使護衛一大隊費用受取済」の内訳・費用科目と同一である。本稿では金額の漢数字を算用数字に変更して掲載する。なお、松方大蔵卿上申の「臨時費」は内閣で９月８日に回覧された。

朝鮮事件臨時予算差引表

費用科目	総費用概算高（円）	公使護衛一大隊費用受取済（円）	差引不足請求高（円）
俸 給	19,230	2,430	16,800
諸 雇 給	5,580	5,150	430
旅 費	62,850	56,200	6,650
糧 食 費	189,541	15,500	174,041
被服陣具費	118,938	8,500	110,438
軍 器 費	91,395	8,000	83,395
需 用 費	23,487	1,850	21,637
郵便電信費	1,159	730	429
運 送 費	278,217	15,000	263,217
経 営 費	19,270	18,000	1,270
馬 匹 費	1,325	----	1,325
病 傷 費	8,264	7,500	764
賜 金	6,878	5,500	1,378
探 偵 費	銀貨9,660 紙幣5,000	紙幣5,000	銀貨9,660
諸 雑 費	500	300	200
合 計	841,104	149,660	691,444
	内銀貨9,660		内銀貨9,660

「臨時費」すなわち「公使護衛一大隊費用受取済」の費用科目は、1876年２月陸軍省達乙第52号の戦時費用区分概則にもとづき立てられたものである。ただし、「囚虜費」は設けられず、本来、「囚虜費」として組み込まれるべき「探偵費」が設けられた。つまり、事件対応の経費予算の基本として、軍制技術的には戦時にかかわる費用区分の規則を適用したことが特徴である。８月上旬から約２旬が過ぎているが、その間に本事件対応期間の性格を軍制技術・会計措置上では戦時区分として位置づけたのであろう。なお、８月末までの費用は陸軍省が立て替え払いをしていた。以上の結果、俸給は「将校以下戦時増俸」とされ、旅費は「汽船賃及陸路旅費」、需用費は「日用諸器械及消耗品等」、運送費は「荷車荷船雇料及人足賃」、経営費は「天幕買入及バラック入費等」、賜金は「出征手当金及死傷手当」、探偵費は「探偵捕獲費」、諸雑費は「諜報費

及埋葬費」と説明されている。また、戦時費用区分概則は経営費を「舎営築造塞砦攻防其他土工需用ノ木石代料工料等」と規定しているが、朝鮮国・仁川等での幕舎・バラック（仮営舎）の設置を企図したのである⁽¹⁹⁾。

第二に、大山陸軍卿は9月12日付で太政大臣に弁理公使護衛兵派遣と予備軍召集費用の別途下付を伺い出た⁽²⁰⁾。大山陸軍卿の伺いによれば、①熊本鎮台兵（予備兵、帰休兵、輜重輸卒）を召集して福岡まで出張させ、兵器・弾薬・被服・糧食品をはじめとする旅団必要の物品と予備の諸品を馬関（下関）に回送し、何時発艦しても支障ないように準備し、②汽船には軍需諸品を積載し、馬関あるいは福岡に数日間繫泊させ、③糧食品で買戻しや売却できるものもあるので、金額総額で若干分が減少する、とされている。大山陸軍卿の伺い書添付の「朝鮮事件臨時予算差引表」に示された費用科目は、①俸給には、朝鮮国屯在の隊付・隊外将校以下に「戦時増俸」30日分と熊本鎮台召集予備軍兵及び輜重輸卒の日給40日が積算され、②運送費は民間の汽船借り上げ費と人夫賃費等が含まれ、③探偵費の銀貨は「支那地方等」で要した費額とされた。なお、総費用概算高では運送費（約33%）が3分の1を占め、差引不足請求高でも運送費（約38%）を占めるが、旅団編成に対応した大量の人員・糧食・被服陣具・軍器・材料等の運送を民間輸送船等に依拠しつつ準備したことを意味する。大山陸軍卿の伺いは大蔵省の了解意見（常用在金で支出）もあり、閣議決定を経て10月6日に太政大臣から伺い通りの指令が発された。

（3）第六軍管下の予備軍召集・旅団編成と行軍演習～動員計画の実施～

さらに、壬午京城事件における第六軍管下の予備軍召集・旅団編成による行軍演習の主要内容（すなわち「動員」の軍制技術的な組み立て方）を、西部監軍部参謀（岡本兵四郎歩兵大佐以下）の報告書を含めて考察しよう。

第一に、当時、陸軍の演習の基本を制定したのが1881年1月制定の実地演習概則であった。そこでは、行軍、止軍、偵察、前哨、布陣進退の法、戦闘の離合、諸給与の方法、命令の行下、報告の順序等を実際に模擬して実地に異ならないように活用することの講習を本旨とした。演習は「小演習」（近衛・各鎮台あるいは各隊各別に実施し、3週間を定則とし、戦法・撤兵・前哨勤務・偵察勤務・露営舎営方法・命令布達順序・対抗演習を行なう）と「大演習」（監軍部のもとに二つの軍管の常備・予備の軍兵を集め、旅団・師団以上の演習を行なう、期間は1週間、実施大綱は允裁を経る）に区分された。「大演習」の内容は「小演習」の内容も含まれるが、特に「各兵各部連衡シテ」「近衛鎮台毎ニ諸兵ヲ編成シテ団部ヲ定メ」と規定されているように、大規模な兵力の戦闘活動を支えるための「部」の編成とその職務・業務の演習が特質であった。すなわち、戦略上に関する戦闘活動を演じ、布陣の部署、諸兵の糾合・編成、糧食の弁備、輜重運輸、病院医務、電信交通、橋梁架設、命令・報告の順序等を訓練するとされた。

これに対して、8月8日の「御沙汰」における「旅団を編成し之に各部を附し」とは以上の実地演習概則に規定された枠組みにもとづく演習であるが、事前にとりたてて用意周到に計画されたものではなく、咄嗟に実施された演習になった。その中で最も注目すべきことは、対敵を想定した前線・火線での戦法・戦闘活動上の演習（これらは通常の勤務や日常的な軍隊教育で可能である）ではなく、糧食の弁備、輜重運輸、病院医務等の後方勤務・後方支援（兵站勤務、補給・補充活動）の演習である。これらは対敵の想定の有無にかかわらず、とにかく大規模な兵員・兵力の召集・編成が実施されるならば、咄嗟に臨時に後方支援体制を組み立て、必要な糧食の弁備、輜重運輸、病院医務等の現在（想定ではなく）の需要を満たさなければならない性格をもっている。すなわち、平時においても最も現場に密着して実際の・実地的に実施されなければならない。そこでの不適切・過失・不備等はただちに实际的に重大な不利益・損害・支障等を発生させるものであった。したがって、以上の後方支援体制の組み立て方と実施結果の教訓化こそが、新たな次の段階の動員と動員計画（当時の用語では「出師」「出師準備」）の課題の解明・解決に直接的にはねかえるものであり、後述のように補給・補充活動の重要性が特記されなければならない。

なお、本事件に対応する行軍演習の方針は、①演習は２日間、②弾薬は歩兵１人３０発、③熊本鎮台屯在兵で福岡への行軍演習中の者は、帰途中に適宜の演習を施行する、④熊本残留の諸兵も各個演習を施行する、⑤福岡屯在の１大隊並びに小倉屯在兵は各個に適宜に演習する、⑥輜重輸卒（以下、輸卒）は病人を除き各隊で適宜の人員を付して演習する、⑦予備軍は演習後に解散し、輸卒は必要人員を除く他は直ちに解散するとされた⁽²¹⁾。すなわち、熊本の歩兵第１３連隊を主力とした旅団編成による福岡地方への行軍演習も含めて（途中の宿泊地は久留米と三池）、およそ、熊本以北の地域全体に召集・行軍演習の兵員等の姿が行き交え、あるいは「献金」「従軍」出願者も現れ、臨戦的雰囲気にも包まれたことになる⁽²²⁾。

第二に、予備軍の召集と編成等にかかわる手順と手続きは、１８７５年後備軍召集条例・１８８１年後備軍司令部条例・１８８１年予備軍及後備軍編成条例にもとづいて実施されることになっていた。第１４師管後備軍司令官の１１月の報告書によれば、①８月３日に第六軍管下の予備軍召集発令の電報が届き、翌４日から召集兵が出頭・入営するに至ったが、不応者は約１２分の１弱（平時の召集における不応者は約３分の１強）とされ、②福岡県では県の官吏に召集旅費を持参させて郡区に派遣し、同官吏は「今回召集ノ主意ヲ懇々説諭シタリ」とされ、③入営時は特に被服配賦の手続きにおいて雑踏を極めたとされているが⁽²³⁾、召集に応ずべく予備軍兵員を「奮発」させた地方行政機関の役割が注目されている。また、警察力も注入された。

第三に、旅団編成においては輜重部を設けることになっていたが、熊本から福岡に向かう時点では鎮台には同部付の職員がいないので特に同部を設けず（同部長等職員は東京等から出張）、輜重兵隊の半小隊に召集輸卒の半数を引率させたとされている。当初は荷物運搬方法における輸卒定員・荷物定数・輸卒１人の負担すべき量目等の規則がなかったので、行軍３０里を３日で到着する見込みをもって輸卒１人の量目を約３貫目（約１１ｋｇ）に平均させたとされている。しかし、行軍途上と福岡着までに輸卒の衰弱患者は２割に達した。その後に戦時輜重運輸仮概則が配付され、旅団所属の輸卒人員は２、４７６名とされ、各部・各隊の荷物定数が規定された。ただし、この戦時輜重運輸仮概則に対しては西部監軍部参謀から厳しい意見が提出された。戦争における補給・補給体制の整備の重要性はいうまでもない。西南戦争時においても戦闘を支える軍需諸品の輸送・運搬と傭役人夫管理等の困難さが指摘されていたが、本事件における行軍演習を支える輜重活動の困難さの意見がさらに具体的に提出されたことは注目される⁽²⁴⁾。

第四に、旅団編成のための予備軍及び輸卒の召集総員は合計約８千名とされ（実際の応召者は約７、２００余名）、これらの召集兵員に急遽あてられる被服・装具等の準備と予算化は困難を極め、会計部体制のありかたが問われた。特に被服給与は最劣悪状況であった。被服の中で略帽・夏衣袴・襦袢・袴下・外套・靴・脚絆等は後備軍用・予備軍用ともに古品をもって漸次備え置く規則はあったが、そもそも、輸卒召集は最初の試みであり、輸卒召集の被服給与手順等は規定されていなかった。そのため、陸軍省会計局長川崎祐名は８月半ば以降に、急遽、臨時召集における輸卒被服給与の取扱い方を各鎮台に通達することを陸軍卿に伺い出た⁽²⁵⁾。川崎会計局長の伺いは、被服在庫品をもって召集時の輸卒被服用にあてる用途はなく、輸卒は荷物運搬等の力役に従事するために被服の破損が甚大であるが、襦袢・袴下の類はなるべく現存の古品を充て、古品不足の場合は予備軍服や常備兵所用保存期限上限に近い衣袴を繰替応用し、衣の右腕に幅２寸の赤木綿布を巻いて徽章とし、袴の裾を結んで脚絆の代わりにすること等を述べた。すなわち、輸卒１人に対する被服・装具の支給品数は、略帽１個、衣袴２着、半分の古毛布１枚、襦袢袴下２着、背囊袋１個、飯苞・飯骨折１個、木綿甲掛１足、草鞋の８品目とされた。同伺いは８月２８日に了承され、熊本鎮台には発されたが、他の鎮台には召集発令時に発するとされた。熊本鎮台では輸卒召集用の被服貯蔵方法の規則はなかったが、川崎会計局長の伺いに示された方針等によって古品中心の被服・装具の支給を既に始めていたようである。しかし、被服の古品は常備兵のものであっても保存期限が過ぎ、さらに予備軍演習用として使用されたものであった（組脚絆・足袋は西南戦争後に軍団から引き渡されたものを輸卒に支給）。そのため、既に「物品ノ素質ヲ

失シ」，名ばかりのもので数日後には破損汚敗したとされている。また，輸卒に対しては襦袢・袴下を支給した者には上衣袴を給せず，又はその逆を支給した結果，「僅ニ裸体ヲ覆ニ至レリ」とされた⁽²⁶⁾。

陸軍の給与規則は1880年12月陸軍省達乙第76号陸軍給与概則によって規定され，被服などには保存期限も定められていたが，従前の1876年3月陸軍省達第38号陸軍給与概則も含めて，会計監督検査が期限満期後も「使用ニ堪ユル」と認めたものは保存期間を延長することがあると規定していた。つまり，廃品・廃物同様の被服などが支給される可能性も含まれ，特に輸卒の被服等は最劣悪の状況であった。

第五に，旅団編成における砲兵隊（山砲兵第6大隊）と砲兵部の立ち上げ方の問題がある。まず，山砲兵の駄馬の付け方については陸軍省の方針が明確でなく，福岡での旅団編成には騎兵用乗馬・山砲兵用駄馬を付けなかったために，山砲運搬の駄馬代用として多数の輸卒の必要が見込みられるとともに，旅団の予備輸卒が寡少であるという批判が出された⁽²⁷⁾。次に，福岡出発前には砲兵部備付の弾薬等物品員数の規則はなく，準備に困り適宜用意したが，福岡着後に砲兵部長から旅団各部・各隊の携帯兵器弾薬と予備員数表を初めて示され，これに準拠したが，熊本より携帯した物品で不要なものを還送したものが多かった。さらに，砲兵部と工兵部には諸職工を付けることになっていたが，現地での採用は困難とされた。そのため，砲兵部に対しては東京砲兵工廠から火工職4・銃工職14・木工職4・鍛工職4・鞍工職6の計32名を升橋尚文砲兵少佐の福岡出張に随行させ，工兵部に対しては井戸掘り職・銃工職・木工職を下関に出張させることにした⁽²⁸⁾。

第六に，旅団編成においては病院もつけた。戦時病院の業務・サービスの基本は1881年戦時編制概則に規定されているが，さらに戦時病院服務仮概則の附録には戦時病院に関する「人馬員数配置表」と薬剤・治療機械・雑具・消耗品等の詳細な分配表等が規定された。旅団編成の旅団病院（旅団本営に置く）のもとに大包帯所2個の他に小包帯所を6個設置することになっていた（1小包帯所には，軍医1，軍医副・補1，一等看病人2，二等看病人4，看病卒40，輜重兵40，従卒2を配置し，30人を治療予定，）。小包帯所は進軍・交戦に際して火線・戦闘線と進退をともしつつ，およそ歩兵1大隊毎に1ヶ所設置し，負傷者の救急措置をする施設とされた。なお，旅団病院には輜重兵計443人が配置されるが輸卒を使用し，輜重兵自体は死傷者の輸送と器械・薬剤の運搬に従事させる規則であった。これに対して，軍医本部長代理陸軍医監石黒忠恵は陸軍卿に，①8月10日付で，徴兵より充足の看病卒が召集されるまでは，小包帯所4ヶ所の看病卒定員計160名の内14名のみを隊付看病卒を充てて治療助手と看病に従事させ，残りの146名は負傷者を火線から小包帯所まで搬送させるので，同146名は輸卒より採用すること，②8月11日付で，看病卒の不足が見込まれるので（有事に召集したとしても応ずるものがなく，応じたとしても多少の訓練を加えなければならない），「看病夫」100名を限って雇い入れて訓練しておきたい（有事には看病卒に採用し，鎮静後に解雇する），と上申した⁽²⁹⁾。石黒軍医本部長代理の上申は8月12日に了承された。1879年徴兵令は看病卒を設けたが，その徴集手続きは厳密でなく（志願者を徴集するが，不足時には壮丁中の定尺未満者・執銃不適者又は合格者の職業の便宜をみて徴集・服役させることがある），陸軍省は毎年の看病卒の徴集人員を歩・騎・砲・工・輜重兵の徴集のように明確化して独自に徴集しなかった。看病卒の独自徴集を法令化したのは1883年徴兵令であり（「雑卒」に含まれる），陸軍省が毎年の各軍管の徴集人員告示で看病卒の徴集人員数を明記したのは1883年からであった（六軍管で計306名）。そのため，1882年当時に看病卒不足が出るのは当然であった⁽³⁰⁾。

（4）鎮台の反応及び新聞報道統制と「軍機」概念

壬午京城事件への陸軍対応に関しては，当時，内閣から元老院の議定・検視のために下付された戒厳令と徴発令の議案（1881年12月に陸軍省起草）の制定等も言及されなければならない。1882年8月制定の戒厳令と徴発令は外国比較・国際法の視点も含めて詳細かつ体系的に別個に考察される必要がある。それで，本稿は陸軍省管轄業務に関連して，本事件に対する鎮台の反応の一部と内務省の新聞報道統制を検討する。

第一に，広島鎮台の反応がある。花房公使から本事件勃発の概略電報が伝えられた時に，広島鎮台司令官

野崎貞澄少将は8月2日に山県陸軍卿代理宛に、「(1873年に) 征韓党ヨリ大事件引起シタル儀」もあるので、「軍人ハ勿論人民ニ於テモ其動揺セサル様御配慮之設備ヲ冀望ス」⁽³¹⁾という電報を發した。野崎少将の電報趣旨は当然であるが、さらに野崎は8月16日に大山陸軍卿宛に電報を發し、①朝鮮事件にかかわる「出兵」は西部監軍部下の師団より出るのが当然であるが、近隣鎮台諸隊からの「出兵」を頗る迫るような趣の風説が出ていること、②もし、当師団よりも先に他から「出兵」するような場合に至れば、鎮台管下諸隊に葛藤を生むことも測りがたいので、配慮してもらいたいと要請した⁽³²⁾。野崎の電報の趣旨は、上記8月2日の電報にも重なり合うものがあるが、本事件への陸軍の対応・対策（山県が述べた「動員」や下述の「軍機」事項）に対して軍隊の内外に種々の風説・風聞等も流れ、鎮台司令官としてこの種の風説等による軍隊動静を統制しにくい雰囲気が生じていたことを意味する。これに対して、大山陸軍卿は翌17日の電報で「若シ事有ルノ日ニ遭フモ出兵ノ順序ハ廟議ノ決スル処ニ拠ル者ナレハ仮令如何ナルモ異議アルベキ筈ナシ貴官ニ於テハ右等ニ付台管下諸隊ニ不都合ヲ生セサル様注意アルヘキハ当然ノ儀ト存ス」⁽³³⁾と述べ、さらに書簡を發した。その書簡においては、大山陸軍卿は、野崎の二つの電報の趣旨についてはその因由が理解し難い廉もあるが、「近来并他ノ鎮台ニ於テ出兵ヲ迫ル如キハ嘗テ無シ抑軍人統御之道ニ於テハ本年一月 勅諭之旨モ有之各々他ノ風潮ニ惑ハズ其本分ヲ遵守スヘキハ申迄モ無之万一心違ヒノ者モ有之候得共自ラ処分方モ可有之殊ニ宣戰出師ノ如キハ廟算ニ係リ敢テ各部ニ於テ之ヲ是非シ葛藤ヲ可生様万有間敷事ト存候」と、特に同年1月の「軍人勅諭」に言及しつつ論達した⁽³⁴⁾。大山陸軍卿の電報・論達において、「出兵ノ順序」や「宣戰出師」の手続きが廟議・廟算をもってすすめられたことが強調されているが、本事件への対応が陸軍及び政府との一体的対応のもとで組み立てられてきたことからいえば、当然のことであった。

次に、山田顕義内務卿は8月に「新聞紙検査之儀ニ付伺」（日付欠くが、8月22日前と想定される）を太政大臣に提出した。山田の伺いは「朝鮮事変ニ付テハ追々各新聞紙等ニ記載候件々不少右ハ軍機ニ関スルハ勿論一般ノ動静民業ノ挙正ニモ差響キ候儀ニ有之」と述べ、特に、外国に関する事項は警視庁及び各府県に検査掛を置いて検査するとして、「達案」（警視庁及び各府県宛）及び「庁府県へ訓示案」を添付していた⁽³⁵⁾。ここで、第一に内務省起案の「達案」は、「諸新聞雑誌等へ掲載スル朝鮮事変ニ係ル論說雜報ハ自今総テ検査ノ上掲載セシメ候」とされていたが、8月22日の閣議では外務卿から「東京ハ警視庁ニ於テ他ノ府県ハ府県庁ニ於テ検査掛ヲ設ケ」という検査担当機関を加える意見が出された。第二に内務省起案の「庁府県へ訓示案」は、記載不許可事項として、「外交ニ関スルモノ」、「軍機ヲ誤ラシムノ懸念アルモノ」、「人心ノ疑惑ニ係ルモノ」、「虚妄ト認ムルモノ」の4件を示した。これに対して、8月22日の閣議では、①訓示本文に、外交及び軍事に関するもので支障なきものは「外務及ヒ陸海軍省ヨリ新聞社ニ交付シ紙中ニ別欄ヲ設ケ掲載報道セシムル」ので検査不要とする但し書きを加えること、②外交と軍機云々の2件を取り消して「外務及ヒ陸海軍省ヨリ新聞社ニ交付セシモノヲ除キ風説投書其他通信等ノ外交機密ニ関スルモノ又軍機ヲ誤ラシムノ懸念アルモノ」と修正すべきこと、の意見が出された。この結果、内務省起案の「達案」と「庁府県へ訓示案」は廃案になり、閣議で出された修正意見等をそのまま含めた「達案」と「庁府県へ訓示案」があらためて了承・決定され、8月25日に内務省に同達・訓示を發するように指令を出した。

さて、以上の内務省起案と太政官決定の新聞報道統制の達・訓示は「軍機」の用語を記述している。「軍機」の用語はおよそ1890年代以降に「軍事機密」の略語として解釈・使用されるようになるが、1889年勅令第135号内閣官制第7条における「軍機軍令」の文言を含めて、1880年代までは「軍中の機務」の略語（戦時・戦場において好機会を窺い捉えつつすすめる最重要な司令・指揮の職務、あるいは戦時・戦場を想定・前提にした最重要な司令・指揮の職務）として厳密に理解されなければならない。当時の政府・太政官の高官は、「軍中の機務」（たとえば1878年参謀本部条例第5条）としての「軍機」の語義を正確に理解して記述している。たとえば、西南戦争時に「奮勇突進ハ大ニ軍機ヲ転ス之功不少」と述べた大久保利通の岩倉具視宛の書翰

(1877年4月16日)、「熊本鎮台ノ一戦実ニ不容易義ニ而万一初戦ニ敗ヲ取ルトキハ大ニ軍機ヲ挫キ其害少ナカラス」と述べた黒田清隆の三条実美・大久保利通・伊藤博文・山県有朋宛の書翰(1878年2月20日)、「廟堂ニ於テ天下ノ大勢ヲ察セラレ還輦アラセラルルモ征討ノ軍機ニ阻碍スルコト無シ」と述べた征討総督熾仁親王、等における「軍機」はいずれも「軍中の機務」の意味である⁽³⁶⁾。また、1879年10月陸軍省達乙第77号の陸軍會計部条例第3条に「會計官ハ各自其責任ヲ分担シ例規ヲ遵奉シテ事務ニ服行シ軍機ヲ沮撓セサルヲ要ス」と記述された「軍機」も「軍事機密」ではなく、「軍中の機務」である。また、当初の内務省起案の訓示中の「軍機ヲ誤ラシム」という文言や「軍機ヲ誤ラス」などの文言は当時の慣用句でもあった。

そして、特に上記の太政官決定の訓示には「外交機密」の文言もあり、「機密」の用語はそのまま採用・記述されているのに対して、訓示文中の「外交機密」に対応する「軍事機密」の文言がないので、ここでの「軍機」は「軍中の機務」であることは明確である。すなわち、壬午京城事件に限って言えば、内務省起案と太政官決定の達・訓示には、当時(法的には戦時ではないが)、当事件への対応があたかも臨戦的雰囲気への対応として受けとめられていたが故に、「軍中の機務」の略語としての「軍機」が記述されたとみてよい。

(5) 「戦死者」造出の粉飾固執と靖国神社合祀

壬午京城事件に対する日本国の直接的な主管官庁は外務省であった。ところで、本事件における日本人死亡者は、事件発生直後から、日本公使館職員(近藤真鋤書記官)によって「戦死」と記録・報告されている⁽³⁷⁾。また、本事件決着後の花房公使の9月28日付の外務卿宛復命書は死亡者を「戦死人」と記述している⁽³⁸⁾。本来、戦死の法的・行政的性格は、戦争状態と戦場における特定の司令・指揮・命令が貫徹される権力支配関係に管理された戦闘活動・戦闘行為下の死亡に対する公式報告によって認定されるものである。しかるに、両国の外交関係と同事件の法的状態を冷静に理解すべき外務省及び公使館の公使・書記官の本来的職務からみれば、上記外務省職員の公文書上の「戦死」の記録・報告には誤解・歪曲による認識・判断が含まれているので、その後の外務省による死亡者の靖国神社合祀の申請を含めて冷静に考察されなければならない。

第一に、そもそも、本事件による日本人の死亡は、日本国と朝鮮国とが開戦・交戦状態や京城地域での両国軍隊間の交戦状態の結果によるものではない。まして、日本公使館が開戦と戦闘命令を発したわけでもなく、そもそも日本公使館に開戦・戦闘の命令を発する権限はない。仮に軍隊の司令官であったとしても自己の判断のみで開戦と戦闘の命令を発したとなれば、1879年鎮台条例第28条等に規定された「天皇宣戦ノ権」を侵したことになり、1881年陸軍刑法第二編第三章の擅権罪を犯したという犯罪行為になる。もちろん、その後も含めて同事件の直接的な主管官庁は外務省になっていたので、外務省及びその管轄下の公使館書記官が事件による一般的な遭害者の死因等を認識・判断する責任・権限を有していた。ただし、この場合、後述の靖国神社合祀も含めて、外務省は同事件の死亡者の死因を戦死として認識・判断し認定できる権限(認定権)を有していない。なぜなら、外務省は戦死認定に関する主管官庁ではないからである。当時、戦死認定主管官庁は陸海軍両省であり、それぞれ戦死の認定等の手続きを管理していた⁽³⁹⁾。同事件による死亡者の死因は戦死ではなく、外交上・公務上の「遭害死」というべきものであった。上記の済物浦条約の前文によれば、「朝鮮兇徒侵襲日本公使館職事人員致多罹難朝鮮国所聘日本陸軍教師亦被惨害」とされ、死傷者は「日本官胥遭害者」という記述され、「戦死傷」という文言は当然記述されていない⁽⁴⁰⁾。したがって、その「遭害死傷」に至らしめた外交責任は朝鮮国側にあるので、朝鮮国政府は同条約において死亡者遺族や負傷者に対して総額5万円を給与することを約束したのである。これに対して、「戦死傷」ということになれば、その死傷に至らしめた因由や責任の基本は日本国側軍隊の命令・服従の権力支配関係と日本国政府にあることを認識しなければならず、戦死傷に対する見返り的な諸給付は日本国内法で処理される法的関係が発生する。

第二に、本事件の日本人死亡者の公式な確定の手続き問題がある。本事件発生直後の花房公使の外務卿宛の7月30日の報告時点では堀本礼造工兵中尉等の生死は不明とされていたが、花房公使は8月4日に堀本中

尉及び陸軍語学生徒岡内格、同池田平之進、私費語学生徒黒澤盛信、他巡查3名は「殺サレタリ」と外務卿に報告するとともに、参謀本部の水野勝毅歩兵大尉宛に同旨の電報を發した⁽⁴¹⁾。また、同電報は翌5日に参謀本部から陸軍卿代理山県有朋に通知された。その後、済物浦条約締結前後に、堀本らの死亡者の遺骸（京城と仁川に埋葬）が日本公使館によって8月28日と9月1日に現地で検視・礼葬され、花房公使から9月3日付でその報告（「死難人礼葬等ヲ報スル公信」）が外務卿に提出された⁽⁴²⁾。その直前に、参謀本部長御用取扱山県有朋は9月2日付で陸軍卿に、堀本中尉らの死亡に関して、とりあえず水野大尉宛の電報内容を各遺族に發しておいたが、「公使ヨリノ通報ハ官報ト云フニモ非ス且電報ノ事故愈戦死セシヤ否及ヒ其時日等モ未タ確信スヘキ証憑トスルニ不足ヨリ表面遺族ヘ達方取計無之」と述べ、外務省から花房公使に掛け合つて死亡等内容を確實詳細に報告してもらうように外務省に照会してほしいと通知した⁽⁴³⁾。山県の陸軍卿宛の通知は、堀本中尉らの死亡に関して「戦死」とか「殺害」の言葉が流布しているなかで、政府・陸軍省としての遺族への死亡等の公式通報を前提にしたものであり、当該の「死」がどのような死亡であったかを確定する意図があった。これに対して、大山陸軍卿は10月2日付で参謀本部長代理曾我祐準宛に外務省への照会及び外務省回答を回付することを伝えた⁽⁴⁴⁾。外務省回答の内容は不明であるが、花房行使からの上記9月3日付の報告であったものと考えられる。かくして、大山陸軍卿は本事件死亡者に対する以上の外務省・日本公使館の検査・報告等を受けて、10月12日付で太政大臣に堀本礼造中尉の死亡を「朝鮮国駐在中本年七月二十三日同国変動之際暴徒之為メ被殺害候旨其筋ヨリ届出候条此段御届申候也」⁽⁴⁵⁾と届け出た。すなわち、この陸軍卿の太政大臣宛の「被殺害」の届け書が死亡の公的・最終的な死因・性格を確定したことになる。その上で、大山陸軍卿は10月16日付で太政大臣に、故堀本中尉及び陸軍語学生徒岡内格・池田平之進については「戦死者ニ準シ」て、招魂祭典と合祀を靖国神社で執行してもらいたいことを上申した⁽⁴⁶⁾。陸軍卿上申は太政官第二局の審査を経て10月24日の閣議で了承された。11月2日に上申通りの指令が發された。以上の陸軍省の故堀本中尉等の死亡の確定と合祀の手続きは、当時の基準ではすくなくとも合規則的である。

第三に、戦時や現役の軍人軍属等の死亡等の内容・性格の法的確定は、戦死・公務死等の認定も含む遺族関係者の諸給付資格取得上でも最重要な権利問題であった。当時、特に、1876年10月23日に太政官達第99号の陸軍武官恩給令が達され、「寡婦孤児扶助料」等が規定され、その支給対象者として「戦地若クハ公務ニ於テ殺害ヲ受ケタル軍人ノ寡婦」「内地若クハ日本外ノ軍中ニ於テ或ハ戦争ノ事故ニ由リ或ハ伝染疫癘ニ罹リ其他服役ノ義務ヲ奉スル為ニ死没シタル軍人ノ寡婦」等が揚げられ、当人の死亡が戦地に原因する場合はその証拠として「公ノ報告若クハ事故ヲ確証スル公文若クハ陸軍官憲ノ証書若クハ其官憲ノ報告或ハ査問會議ノ書類等ノ内一ヲ以テ保証ニ供シ」、さらに「医員ノ証書」（「軍医若クハ市井医員ノ公文証書ニシテ其文中ニ当該ノ患者竟ニ其傷痕ニ由リ死ニ至リシコトヲ陳述」したもの）を添えて出願することになっていた（第13、65条）。この場合、「公ノ報告」等がどのように調製されるかが問題になるが、注39のように1876年12月に戦死及び負傷による出征中の死亡者の本籍宛の通報規則の中で規定された。

その上で、翌1883年4月20日付で大山陸軍卿は太政大臣に故堀本中尉等の遺族扶助料下賜について伺い出た⁽⁴⁷⁾。大山陸軍卿の伺い書によれば、既に故堀本中尉の寡婦から陸軍武官恩給令にもとづき扶助料願書が出されているが、①堀本中尉の死没は同令の「公務中偶然ノ事故ニ由リ死没ノ者ニ適合シ」て、同寡婦は同令第13条規定の扶助料を「願フノ権利」を有するが、②そもそも同扶助料は当該軍人の遺族に対する「賑恤ノ恩典」であって、③故堀本中尉等の遺族に対しては既に「特殊ノ恩賜」が下されておき、④この「特殊ノ恩賜」は扶助料の精神と同一であって同令の扶助料も自然に含まれるが故に、同令による一般の扶助料は「下賜不相成候可然哉」と述べている。陸軍卿伺いは参事院で審査された。参事院議長山県有朋は6月25日付で太政大臣に、堀本中尉の朝鮮における死没は「公務上ノ死没タルハ勿論」であるが、「其遺族ヲ扶助スルハ我恩給令ノ間フ処ニ非ス何トナレハ其死没ニ至ラシメタル責任者ハ即チ朝鮮ニシテ朝鮮ヨリ払フタル遺族扶

助料ノ内ヲ以テ本人遺族ニモ巨大ノ金額ヲ支給シタレハナリ」⁽⁴⁸⁾として、陸軍卿の意見と同様に支給すべきでないと報告した。参事院の審査報告にもとづき太政官第二局で6月28日にさらに指令案が起案されたが、参事院審査報告の「其死没ニ至ラシメタル責任者ハ即チ朝鮮ニシテ」の文言を刺激的なものとして削除・修正し、陸軍卿伺いの意見の通りに同日の閣議で決定され、7月12日に指令が発された。

第四に、しかるに、外務省は、殺害された公使館付巡査2名と同雇1名に対しては、8月26日に「兇徒暴発ノ際戦死候儀ニ付為祭祀料金百円下賜候事」⁽⁴⁹⁾と祭祀料を支給することにした。さらに井上外務卿は10月27日付で太政大臣に、①「朝鮮国ニ於テ戦死ノ巡査靖国神社へ合祀ノ儀」を上申し、一等巡査故広戸昌克他5名は「暴徒ノ来襲ニ遇ヒ邀撃奮闘シタレトモ衆寡不敵遂ニ戦死シ」「奮闘其場ニ斃レ」「負傷終ニ其傷ノ為メニ損命」し、「危難ニ当リ国家ノ為ニ斃レタル者」であるとして、②「朝鮮国ニ於テ戦死セル公使館雇ノ者靖国神社ニ合祀ノ儀」を上申し、公使館雇故水島義他2名は「奮闘遂ニ賊鋒ニ斃レ」「危難ニ当リ国家ノ為ニ致命」したとして、③「朝鮮国ニ於テ戦死ノ語学生靖国神社へ合祀ノ儀」を上申し、私費語学生故近藤道堅他1名は「奮闘其場ニ斃レ」「奮闘賊鋒ニ斃レ」「危難ニ当リ国家ノ為ニ損命ヲ致シタ」として、それぞれ特別な詮議をもって上記故堀本中尉と同様に靖国神社に合祀してもらいたいと願い出た⁽⁵⁰⁾。つまり、外務省は日本公使館巡査と雇職員及び私費語学生徒の死亡をすべて「戦死」と位置づけたのである。外務卿の合祀3件の上申中の①②は太政官第二局の審査を経て10月30日の閣議で了承された。そして、閣議了承の陸軍卿と外務卿の合祀上申は11月1日に大臣・参議の全員連署によって上奏され、11月2日に裁可の指令が発された。他方、外務卿上申中の③は太政官第二局において、私費語学生徒は「官ニ奉仕セルモノニ非ス」「此輩ヲモ合祀相成候節ハ終ニ一般人民ヲモ然カセサルヲ得サル様相成涯際無之ニ至リ可申且類例モ無之儀ニ付御聴許不相成方可然」⁽⁵¹⁾と審査され、許可されなかった。

ここで、③の合祀申請の太政官不許可は当時の合祀基準上では当然といえば当然である。しかし、外務省の祭祀料支給や3件の合祀申請において殺害者を「戦死」と記述することは、本事件直後の日本公使館職員や花房公使の復命書が日本人死亡者を公務死から「戦死」へと粉飾した認識・判断を、職員個人・公使個人を超えた外務省全体の認識・判断として恣意的に拡大したことを意味している。外務省の粉飾には、「戦死」を法的概念として把握することを無視・拒否する思想があった⁽⁵²⁾。なお、当時、事件直後の新聞報道においても（外務省等による情報提供によって）、日本人死亡者を「戦死」「戦死者」と記載するものもあった⁽⁵³⁾。

近代日本において戦死が語られる場合、独特の感情的・興奮的な雰囲気が伴われてきた。後に靖国神社は京城で死亡した堀本中尉らを「暴動で乱軍中壮烈な戦死を遂げた」⁽⁵⁴⁾と記載した。すなわち、靖国神社合祀もふくめて、外務省は日本人死亡者を「戦死者」と粉飾することに非常に固執したといえる。以上の外務省による「戦死者」粉飾は対外的に不要の緊張や感情的な臨戦的雰囲気を高揚させたことはいうまでもないが、その後の朝鮮国への分遣隊派遣・海外勤務での「慷慨」心醸成の効果を高める意図があったとみてよい。

以上、壬午京城事件に対する日本陸軍の対応と動員計画を5点にわたって考察してきた。反復記述をしないが、後に、大山巖陸軍卿の伝記では本事件への対応と動員に関して「参謀本部創業最初の動員、及び出師準備は試練のみで、事件の落着を告げた」⁽⁵⁵⁾と記述されたこともあるが、惨憺たる試練であったとみてよい。

(注)

- (1) 本事件の雰囲気を伝える資料概要として、外交上は外務省編『日本外交文書』（第15巻、1951年）、軍事上は陸軍省編『明治軍事史』（上巻、1966年、原書房復刻、原本は1929年）、政府部内等の動きは井上馨伝記編纂委員会編『世外井上公伝』（第3巻、1933年）と宮内省臨時帝室編修局編修『明治天皇紀 第五』（1971年、吉川弘文館）、新聞報道上は明治ニュース事典編纂委員会編『明治ニュース事典 II』（1983年、毎日コミュニケーションズ）収録の新聞紙、等がある。なお、従来の日本近代史研究では壬午京城事件の軍制史的考察は皆無に近い。

- (2) 大山梓編『山県有朋意見書』所収陸軍省編『陸軍省沿革史』188頁，1966年，原書房復刻（原本は1905年）。
- (3) 拙稿「日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想(1)」北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）第54巻第2号，2004年2月。
- (4) 注(1)の『明治ニュース事典 II』343-344頁，『郵便報知』『時事新報』を参照。
- (5) 国立公文書館所蔵『公文録』官吏進退・陸軍省1882年自5月至8月，第38件所収。本人事の辞令は，8月5日に太政大臣が山県及び大山の辞令案を起案し，翌6日に単独上奏し，裁可され，7日に同裁可が各参議に告知された。
- (6) 国立公文書館所蔵『公文別録』中『朝鮮事変始末』第1巻，第9件参照。
- (7)(8) 防衛研究所図書館所蔵〈陸軍省大日記〉中『明治十五年七月三十日起 朝鮮事件 密事編冊 卿官房』所収，参謀本部長代理陸軍中将三好重臣の8月1日の上奏書（「高島陸軍少将江訓条被定度件」）。これらの軍管の予備軍召集は実施されなかったが，陸軍卿から，時宜によっては予備軍召集があることも測りがたいので，①熊本鎮台を除く各鎮台に対して，いつでも召集に不都合がないように準備すること，②東京鎮台に対してはいつでも不都合がないように準備すること，という内達の電報を発した。
- (9) 注(1)の陸軍省編『明治軍事史』上巻，555頁。
- (10) 前掲『公文録』官吏進退・陸軍省1882年自9月至12月，第1件所収。本人事（山県の参謀本部長御用取扱を免じて参謀本部御用掛に任じ，大山陸軍卿の参謀本部御用掛を免じて参謀本部長を兼勤させる）は，9月1日の閣議で辞令案が起案され，2日に太政大臣及び各参議連署による上奏を経て，4日に裁可が伝えられた。なお，大山の参謀本部長兼勤は1884年2月まで続いた。
- (11) 戦時における参謀本部長と監軍部長との関係は理解しにくいものがある。すなわち，同参謀本部条例第6条は「其戦時ニ在テハ凡テ軍令ニ関スルモノ親裁ノ後直ニ之ヲ監軍部長若クハ特命司令将官ニ下ス是カ為メニ其将官ハ直ニ大勲ノ下ニ属シ本部長之ヲ参画シ上裁ヲ仰クコトヲ得」と規定した。つまり，監軍部長は戦時には天皇直結のもとに軍令執行の職務があった。他方，1883年1月に西部監軍部参謀は上記の陸軍卿代理の7月30日の熊本鎮台司令官への電報指令に対して，「抑軍隊進止ノ義ハ陸軍卿ヨリ指揮アル可キ者ニ非サル可シ」という意見を提出したが（防衛研究所図書館所蔵〈陸軍省大日記〉中『明治十六年一月 朝鮮事件ニ関ハル意見報告 西部監軍部参謀』所収），誤解であろう。7月30日の電報指令は，参謀本部条例第5条にもとづき参謀本部長から陸軍卿に執行を依頼したという職務権限関係にあった。
- (12) 松下芳男『明治軍制史論』下巻，51頁，1956年，有斐閣。
- (13) 拙稿「日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想(4)」北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）第56巻第2号，2006年2月。
- (14)(15)(16) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十五年自七月至十二月 大日記 太政官陸軍省送達 参謀本部』参木295号所収，『明治十五年八月 大日記 局部』総水参第443号，457号，総水近第419号，429号，総水医第65号，所収，『明治十五年九月 大日記 局部』総水参第590号所収。陸軍省は参謀本部宛に8月7日付で1881年戦時編制概則中に増加改正を協議しているが，協議内容は不明である。なお，1881年戦時編制概則については拙稿「1881年戦時編制概則の成立に関する考察」（北海道教育大学函館人文学会編『人文論究』第76号，2007年3月）参照。他に，8月に伝令騎兵服務仮規則，戦時裁判官服務仮規則，戦時病馬廐服務仮規則，戦時測量班服務仮規則が頒布された。なお，戦時工兵部服務仮規則は9月に頒布されたようである。これらの戦時諸概則は内閣官報局編の『法令全書』には収録されず，内閣官報局編『法規分類大全』第46巻兵制門(2)，陸海軍官制陸軍二，1977年原書房復刻（原本は1890年），同47巻兵制門(3)，陸海軍官制陸軍三，1977年原書房復刻（原本は1977年），同第48巻兵制門(4)，陸海軍官制陸軍四，1977年原書房復刻（原本は1891年）に収録されたものもある。
- (17)(18) 前掲『公文別録』中『朝鮮事変始末』第5巻，第122件所収。
- (19) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十五年八月 大日記 局部』総水局第508号所収の8月16日付陸軍省工兵局長発陸軍卿宛の「廠舎用物品買収費并職工賃金御下渡ノ儀ニ付伺」には「仁川バラック建築用物品并人夫及旅団編制工兵部人夫及賃金表」が添付され，①仁川におけるバラック取付けのために大工2名・井戸掘り人夫13名・取締1名（8月11日に大倉組商会より雇い入れ），井戸側3箇所分（8月11日に大倉組商会より買入，1箇所35円），②旅団編制工兵部人員として，鉄工15名・木工20名（8月13日大倉組商会より雇い入れ），地鉄10貫目（代価6円50銭）・鋼鉄3貫目（代価2円70銭）の大倉組商会より買入れが示され，8月21日付で了承された。当初，バラック建築用材木の大量購入の予定であったが，8月7日に下関で堀江芳介歩兵大佐は「彼地へ上陸ノ上ハ尽ク天幕ヲ用ユ故ニ廠舎ハ炊事場二棟（10間に4間，1棟は予備一遠藤）丈ノ材料ヲ用意シ」という指示を出したとされる（前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十五年從七月至十二月 工兵各方面』所収の工兵第六方面工役長歩兵大尉原正忠の朝鮮国出張報告書，工兵第六方面提理心得歩兵少佐安田有則が1882年10月5日付で陸軍卿に提出）。
- (20) 前掲『公文別録』中『朝鮮事変始末』第4巻，第99件所収。当時，下関には外務省下関出張所が置かれたが，同出張所の外務省大書記官宮本小一の8月16日付外務卿宛公信は「十四日午前清輝艦仁川ニ出発ス高砂丸入港兵士糧食及憲兵数名乗来ル十五日午前千歳丸出港渡辺大蔵大書記官乗込ミ釜山へ出張ス午後秋津州丸入港陸軍工兵大尉坂本英延同砲兵大尉熊谷信篤

騎兵四十名乗込糧食品積込アリ十六日午前陸軍會計一等副監督井上正章高砂丸に乗込博多ニ向テ出港ス高千穂丸住ノ江丸入港ス熊谷坂本兩人所言ハ高砂高千穂秋津州住ノ江ノ四艘ハ何レモ博多ニ碇泊シ博多ニハ弥旅団ヲ置キ熊本鎮台ヨリ兵員二大隊其外騎兵憲兵等出張他日若シ開戦ノ日ハ直ニ繰出スノ準備ヲナセリ又兩人共博多迄出張スト」(外務省外交史料館所蔵〈外務省記録 政治・帝国外交・亜細亜・対韓政策関係雑纂〉中『朝鮮事変弁理始末卷之一』所収)、と記述し、出張中継地や軍需諸品の集積地等になっていた雰囲気を与えている(引用文中「井上正章」は「井出正章」である)。壬午京城事件における最終支出決算は106,8074円余とされた(大蔵省編纂〈大内兵衛・土屋喬雄校〉『明治前期財政経済史料集成』第5巻収録の「歳入歳出報告書」〈1877～1885年度〉、439～441頁、1962年、明治文献資料刊行会復刻〈原本は1931年〉)。内陸軍省管轄分は79万円余である。

- (21) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十五年七月三十日起 朝鮮事件 密事編冊 卿官房』所収。
- (22) 注(20)の外務省大書記官宮本小一の8月16日付外務卿宛公信は続けて、熊本県下士族の「従軍」出願について「熊本県警部 神村義好同警部補東真次郎来り日ク兩人当地ニ出張セシハ他ニ非ス今回ノ事変ニ関シテハ熊本管内ノ人心特ニ士族輩ニ影響ヲ来シ種々妄談浮説ヲ信シ洵々トシテ止マス若シ開戦ノ日ハ従軍先鋒ヲ願フノ色既ニ見ヘリ為ニ当地ニテ実地ヲ探訪シ県令ニ報道セントス差支ナキ廉々ハ示サレ度ト云」と記述し、その「従軍」出願の雰囲気を報告している。当時、熊本県下益城郡では「志士隊」(同意者300名余)と称される一隊が編成され、戸長の押印を経て県令に出願したが「詮議及びがたし」という指令が出された(注(1)の『明治ニュース事典 II』所収の8月19日付『東京日日新聞』、355頁)。他方、以上の「従軍」出願等については、太政官では事件決着後の9月に「献金及ヒ従軍ノ願者ヲ賞スヘキ議」が提出された。それによれば、「朝鮮事変ノ起ルヤ全国士民中或ハ開戦ニ至ランコトヲ慮リ軍資金ヲ献センコトヲ願出テ又ハ自ラ奮テ軍ニ從ハンコトヲ請願スル者有之其憂國ノ至情ハ実ニ嘉スベキモノナリ往年討台ノ役及ヒ西南ノ乱ニモ此類アリテ往々賞美セラレタル者アルガ如シ今日ニ於テモ亦之ヲ聞捨ニス可カラズ宜ク其管轄内ニ内達セラレ篤ト其實情ヲ取調ヘ上申セシメ候上一片ノ賞辞ヲ与ヘ其志ヲ嘉シ以テ士氣ヲ淬励シ愛國ノ氣象ヲ発揚セラレ候儀将来ノ為メ萬御得策カランカ且彼ノ自由党開進黨ノ如キ民権党ト称スルモノハ此事変ニ際スルモ之ヲ意トセズ却テ献金又ハ従軍ヲ願ヒ出タル者ヲ駁撃シタリ故ニ此等ノ志士ハ国家ヲ思フテ却テ世上論者ノ嗤ヲ招キ而シテ政府亦タ之ヲ嘉賞セラルル所ナキトキハ遂ニ憂國ノ氣象ヲ衰耗スルニ至ラン旁以右御賞詞ノ挙アランコト然ルヘキカ」と起案された。この起案によれば、自由民権運動の中から出た「憂国」「愛国」の用語が、壬午京城事件を契機にして、対外関係と開戦想定を前提にしたものとして政府によって取り込まれ、かつ、その取り込みが政策的に「得策」として推進される意図のもとに遂行されたことは明確である。しかも、政府として、「献金」と興奮状況の中から現れた「従軍」出願者等を積極的に奨励するような構えであった。これに対して、閣議では特定政治勢力に対する直接的な言及等是不適切とみられ、府県長官宛の内達案が起案された。この内達案は各地方有志者による「従軍」「献金」等の出願は「愛國敵愾ノ衷情神妙ノ至」であるが、花房公使から済物補条約締結による「談判結局和好復旧」の報知があったことの旨を府県長官から同出願者に告諭すべきとするものであった。そして、9月5日の閣議で決定され、太政大臣から各地方長官に内達されることになった(前掲『公文録』1882年5月太政官、第1件所収)。また、これにもとづき、陸軍卿官房長兄島益謙は9月30日付で、直接に陸軍省に向けた雇夫を含む「従軍」等の出願者が現れた和歌山・岡山・東京等の計6府県に「敵愾ノ心情神妙ノ至」「奇特ノ事」などの賞辞をはさみつつ告諭することを通知した(前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十五年九月 大日記 送達』送土第1712号所収)。
- (23) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十六年一月 朝鮮事件ニ関ハル意見報告 西部監軍部参謀』所収。熊本鎮台司令官国司順正は12月28日付の西部監軍部長心得高島頼之助宛の「予備軍臨時召集応否表進呈之義ニ付申進」において、召集の不应者に対してはすべて警察官あるいは郡村吏をして実地調査をさせ、「規避ニ出ル者」に対しては警察官をして「伝通又ハ捕縛ノ上護送セシム」と報告している。
- (24) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十六年一月 朝鮮事件ニ関ハル意見報告 西部監軍部参謀』所収。入営した輸卒(3,497名)は輜重兵第6小隊(士官4,下士17,卒82)の管理下に入り、各所に屯在させたが(当初、練兵場に廠舎新築に着手したが、陸軍卿の命令によって中止し、寺院を借り上げて分屯させる)、輜重兵1小隊による3千有余の輸卒の指揮の困難さが強調されている。すなわち、輸卒召集は初めてであるが、「軍隊ノ規律ハ勿論殆ント東西ヲ弁セサル者而已」とされ、被服支給・糧食炊飯の遅れと混雑を極め、行軍途中の舎営においても30人の宿舎に40人が入り、40人の宿舎に30人が入り、さらに「宿舎ニ逆フテ市街ニ彷徨スルアリ痴鈍ノ者ニ至テハ他家ノ軒下ニ臥シ纔カニ雨露ヲ凌テ夜ヲ徹スルモノアリ」とされ、輜重兵隊の士官以下兵卒に至るまでは、8月8日から福岡到着後の5,6日間までは「昼夜一睡ノ余暇ナシト云フモ溢言ニ非サリシ」云々とされた。輸卒の指揮の困難さにもとづき、輜重兵卒及び輸卒の徴集及び輜重体制のありかたへの意見が下記のように詳細に提出された。①輜重兵卒はなるべく「文事才幹」者を選んで徴集し、一般兵卒の教育の外にさらに高等の教育をすること(輜重兵卒は各自、輸卒20人の長になるが、部下の姓名も筆記できず、権力・事務をとれないものがある)、②常備輸卒は抽籤順序によって入営するが、同入営者は戦時の他の輸卒の召集に際して輜重兵卒の不足を補い、あるいは召集輸卒の「先導者」になるので、毎年の常備輸卒の入営の際には抽籤順序によらず「才幹」者を入営させること(荷物輸送・運搬には10人又は5人の単位による作業が多いので、召集輸卒10人又は5人の長となるべき者を輸卒中から選抜・任命できる

方法を規定すること）、③臨時召集の輸卒には別に簡単な教授規則を設けて規律等を守らせること、④輸卒召集中隊付中少尉にも小隊長同様に処罰権を与えること（一人の大尉では事務処理が繁忙時には処罰が粗漏になる）、⑤輸卒の身体が虚弱で荷物運搬に堪えない者や「啞者夜盲者」は「徴集スルモ害アリテ益ナシ」とされ、入営時に医者の診断によって即刻免除する方法を規定すること（徴兵検査時に医官の検査があるが、年月经過とともに発病者等が現れ、福岡出張時には医官によって労役に堪えないと見込みられた者は百余名いた）、⑥輜重兵隊に「大倉庫」を置き、平時は管下輸卒に充てる被服を備え置き、召集時には郷里より着用の私服を預け置き、被服支給の便宜をはかること、⑦１日に７里以上（險路は７里以下でも）の行軍をする時は、輸卒に「小昼食」を増加し（一般人民でも労働する時は１日に４～５食するので、輸卒においても空腹に耐えない）、物品担荷の輸卒には「儉息杖」を配与し、疲労と肩の苦痛を減殺すること、⑧旅団に属する輜重兵隊の職務を充分にとらせるためには同定員を４～５倍に増加させること、特に会計官を増加させること、などである。

(25) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十五年 朝鮮事件始末日記 其三 陸軍省総務局』局総第42号所収。

(26) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十六年一月 朝鮮事件二関ハル意見報告 西部監軍部参謀』所収。これらの被服・装具支給状況の中で、西部監軍部参謀は、①古品の保存期限上限を予備軍演習用までにし、有事には後備軍・輸卒用を含め予備軍に至るまですべて新調品を支給する方法をとること、②常備兵の略帽は初年に２個と満期前年に１個の支給とされ、冬襦袢袴下は１年に１枚の支給になっているが、到底保存し難く、ややもすれば私品を混入し、あるいは「他人ノ品ヲ盗ム等ノ軍紀」を害する者が少なくないので、略帽は３ヶ年に４個（かつ顎紐をつける）、冬襦袢袴下は１年に２枚を支給すること、③輸卒の被服は夏冬通して同一のために動作に不便を生じ、肩部が摩損して皮膚を露出して不体裁なので製法を改良し、上衣は襦袢のような形状にし、肩当てをつけ、袴は股引のようにやや短くすれば、穿く時と足袋・草鞋を使用するときには便利であること、④各兵満期者に対しては支給服の内１着（徽章を除き）を給与することになっているが、支給服は徽章を付けてそのまま給与し、帰郷中の着用を禁止して召集時に必ず着用入営させれば、入営時の私服交換の手数が省けること、⑤輸卒の外套は毛布半分の１枚をもって寝具と兼用すべき旨の達が出たが、降雨時には終日用いるために「夜間之ヲ寝具ニ用ユルハ人情ノ忍ビ難キ事トシテ法令ノ当ヲ得サルカ如シ」であり、毛布を雨覆のように負着しても荷物負担する時には身体の前部は雨を防げないので、輸卒用の通常外套を製作して肩当を付け、やや短いものを調製すること、⑥脚絆は短く漸くして脛部に届き、草鞋を履きにくく、留革は不要なので、製法を改良すること、背囊も一人の重量が約３貫目（弾薬40発、被服・草鞋・外套、食品等）になり、背囊負革の切損は７～８割に達したので（朝鮮出張者の場合）、その負革製法を改良すること、等の意見を出した。

(27/28/29/30) 黒川通軌西部監軍部長心得は８月20日付で陸軍卿に、山砲兵隊の20インチ臼砲運輸に要する輸卒192人（臼砲４門56人、同台84人、同弾薬48発52人）と砲廠要員輸卒22人（20インチ弾薬56発の３分の１を輸送）の合計214人の見込みを照会した。これに対して陸軍卿は27日付で先ずは２門を運輸し、輸卒人員は半数の107人にすることと、その107人は旅団予備輸卒131名（戦時輜重運輸仮概則で規定）中から応用すべきことを回答した（前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十五年 朝鮮事件始末日記 其三 陸軍省総務局』監総監第18, 19号, 局総第25, 34, 41号, 医総第1, 2号所収）。西部監軍部参謀は、旅団予備輸卒131名は「甚タ寡少」であって、１割程度の旅団予備輸卒（247名）がいなければ「忽チ旅団ヲシテ其荷物ヲ捨テ行軍セシムルニ至ル可シ」と批判意見を出した（前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十六年一月 朝鮮事件二関ハル意見報告 西部監軍部参謀』所収、〈陸軍省大日記〉中『明治十五年七月三十日起 朝鮮事件 密事編冊 卿官房』所収）。なお、陸軍省会計局では旅団編成による予備軍と輸卒の計約8,000人に対する給与関係等の会計事務に対応するために、一時的に会計卒50名程を雇い入れることを８月13日に陸軍卿に伺い立て、15日に了承された。また、西部監軍部参謀は本事件出張に際しての実情にもとづき、①出張出発時には各隊が薬品・器械・被服・雑具を準備し、出張先で編成された旅団病院（大包帯所２箇所、小包帯所６箇所を含む）に各隊の薬品等を収納することになっているが、旅団病院には輸卒がいないので薬品等の輸送に支障を生じるが故に、旅団病院用の薬品等の予備を準備するとともに輸卒と車両を設けること、②小包帯所の荷物は車１輦に相当するが、小包帯所は戦闘線に近接して進退の軽便を要するので、地形によって車使用に支障が生じるが故に看病卒の定員を増加させ、同看病卒に荷物を負担させること（小包帯所１ヶ所の看病卒定員40人を60人に改定し、同増加の10人に包帯所所用器具薬品を携帯させ、駐軍・戦闘時において医官の助手にさせ、40人に担架10個を持たせ、残りの10人は５人と担架１個の計２組になって火線内を巡廻して負傷者を搬送するなど）、などの意見を提出している（前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十六年一月 朝鮮事件二関ハル意見報告 西部監軍部参謀』所収）。

(31) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十五年七月三十日起 朝鮮事件 密事日記 卿官房 密』第29号所収。引用文中（ ）内は遠藤。

(32/33/34) 〈陸軍省大日記〉中『明治十五年七月 朝鮮事件 密事日記 卿官房 秘』第1, 2, 3号所収。壬午京城事件については種々の風評が流れていた。たとえば、８月５日付『東京日日新聞』は「このほど出張せし熊本鎮台小倉分営の兵に続いて、今後発遣せらるべきは大坂鎮台第八連隊なるべしとの風評あり」と記述している（注1）の『明治ニュース事典 Ⅱ』所収、347頁）。これに対して、内務省は８月中旬に府県宛に「此際猥りに巷説ヲ信セズ我報道スル処ニ依リテ思想ヲ一定シ深ク管下人民ノ挙動ニ注目スベク此機ニ乗シ輕躁ノ徒猥りに浮説ヲ唱ヘ結合ヲ謀ル様ノ儀之レアラバ精々説論ヲ加ヘ鎮静ス

- ル様取締リスベシ」という訓示を発した（『官令新誌』1882年第8号、1882年8月、「雑報」11頁、報告社発行）。
- (35) 前掲〈公文別録〉中『内務省』1882～1885年第1巻、第9件所収。
- (36) 日本史籍協会編『大久保利通文書 七』547頁、同『大久保利通文書 八』149頁、1969年東京大学出版会復刻（原本は1928年）、多田好問編『岩倉公実記』下巻、516頁、1968年原書房復刻（原本は1927年）。
- (37) 注(1)の『日本外交文書』第15巻、217～221頁所収の「朝鮮京城激徒暴動顛末記」。これは同事件発生に遭遇した直後の記録文書であり、同襲撃に対する防禦・抵抗等の末に死に至ったことの惨状に直面した際の公使館書記官の強い衝撃と興奮も含んだ報告書である。陸軍においても、当初、京城公使館勤務の水野勝毅歩兵大尉の「水野大尉筆記」も仁川での日本人巡査等の死亡を「戦死」と記録し（前掲『公文別録』中『朝鮮事変始末』第1巻、第2件所収）、小沢武雄陸軍省総務局長の10月13日付の陸軍卿宛の故堀本中尉らの靖国神社合祀伺いにおいても「暴徒ノ為戦死ヲ遂ケ候」と述べている（前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十五年 朝鮮事件始末日記 其三 陸軍省総務局』局総第52号所収）。
- (38) 注(36)の『岩倉公実記』下巻、882頁。
- (39) 陸軍省は1876年12月14日陸軍省達第213号において、軍人軍属の戦死と負傷によって出征中に死に至った者の本籍通報規則を規定した。それによれば、将校及び同等官以上の戦死及び重傷死の場合は司令長官から陸軍省に上告し本省より本人本籍地府県に通達することになり、准士官以下は軍の司令長官から本人管轄の長官から通報し、同長官から本人本籍地府県に報知するとされた。以上の本籍宛の通報においては「戦死ノ者ハ其景状書重傷死ニ至ル者ハ軍医ノ診断書ヲ附シ其死没ノ時日及ヒ埋葬セシ地名等詳悉スベシ」と規定され、さらに12月27日の陸軍省陸達第232号によって「景状書」の雛形が規定され、「寡婦孤児扶助料」の出願時に添付されることになることの趣旨添書を遺漏なく送達すべきことを陸軍全部に達した。
- (40) 注(1)の『日本外交文書』第15巻、200頁。
- (41) 注(20)の〈外務省記録 政治・帝国外交・亜細亜・対韓政策関係雑纂〉中『朝鮮事変弁理始末巻之一』、前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十五年七月三十日起 朝鮮事件 密事日記 卿官房 密』第42号、所収。
- (42) 注(20)の〈外務省記録 政治・帝国外交・亜細亜・対韓政策関係雑纂〉中『朝鮮事変弁理始末巻之三』所収。
- (43)(44) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十五年 朝鮮事件始末日記 其三 陸軍省総務局』参総第13、14号所収。
- (45) 前掲『公文録』陸軍省之部、1882年9月～12月、第17件所収。
- (46) 前掲『公文別録』中『朝鮮事変始末』第5巻、第115件所収。
- (47)(48) 前掲『公文録』陸軍省第二、1883年5月～8月、第17件所収。
- (49) 注(20)の〈外務省記録 政治・帝国外交・亜細亜・対韓政策関係雑纂〉中『朝鮮事変弁理始末巻之一』所収。
- (50)(51) 前掲『公文別録』中『朝鮮事変始末』第5巻、第116、117件所収。
- (52) 本稿は戦死を法的概念のもとに把握し、特に戦死の認定にかかわる権限関係等を軍制上において考察する立場であり、戦死は不用意に語られるべきでないと考えている。他方、戦後、「戦死」は主に、①文学的なテーマ、②死者への向き合い方（遗体埋葬・葬儀・祭祀・儀礼・招魂・慰霊・追悼・顕彰・追慕等）における心象・感情の形成効果（本康宏史『軍都の慰霊空間』2002年、岩田重側『戦死者靈魂の行方』2003年、矢野敬一『慰霊・追悼・顕彰の時代』2006年、以上、吉川弘文館。川村邦光編著『戦死者のゆくえ』2003年、青弓社、小田康徳他編著『陸軍墓地が語る日本の戦争』2006年、ミネルヴァ書房、等）、の側面において言及されてきた。特に②の諸著作には、「戦死者」「軍人等の死没者」への向き合い方が都市・自治体・「ムラ」や民衆の（自発的な、社会世相・民俗上の）多大な創意・創造的な営為・事業として構築されたことを強調する構えがある。なお、「戦死者とは、誰かが誰かに対して名づけたもの、あるいは表現したものである。」（上掲川村邦光編著、12頁）という「戦死者」の恣意的な名づける是認と強調は、壬午京城事件における日本外務省等の「戦死者」の粉飾的造出思想と大差はない。
- (53) 注(1)の『明治ニュース事典 II』所収、346～349頁、8月4日～8日付の『東京日日新聞』。
- (54) 靖国神社社務所編纂『靖国神社忠魂史』第1巻、643～644頁、1935年。
- (55) 大山元帥伝編纂委員編『元帥公爵大山巖』463頁、1935年。引用文中下線は遠藤。

（函館校教授）